

第 13 回 憲法統治機構論の基礎 3 ——裁判所 (続き)

3. 司法権の内容

- ・ 司法権の概念のうちの「具体的な争訟」(具体的事件性)とは、裁判所法 3 条 1 項にいう裁判所が裁判すべき「法律上の争訟」と同じ意味である。この法律上の争訟とは、判例によれば、(1) 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、(2) それが法律を適用することによって終局的に解決することができるものをいう(板まんだら事件最高裁判決(最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁))。
- ・ したがって、(1) 抽象的に法令の解釈や効力を裁判で争うこと(警察予備隊違憲訴訟最高裁判決(最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁))、(2) 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争(最判昭和 41 年 2 月 8 日民集 20 卷 2 号 196 頁など)、(3) 純然たる宗教問題(板まんだら事件最高裁判決)などは、具体的事件性を欠くので、裁判所は取り扱わない。

4. 司法権の限界

- ・ 裁判所は、「法律上の争訟」であっても、(1) 憲法がその裁判権を司法裁判所以外の機関に授権しているもの、(2) 国際法上、裁判所が裁判できないとされるもの、(3) 事柄の性質上、裁判所による裁判に適しないとされるもの(議院自律権に属する行為(警察法改正無効訴訟最高裁判決(最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁))、自由裁量行為、統治行為(砂川事件最高裁判決(最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁))、苫米地事件最高裁判決(最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁))、団体の内部事項に関する行為)については、取り扱わない。
- ・ 富山大学事件最高裁判決(最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 卷 2 号 234 頁)で採用された部分社会の法理(一般市民法秩序と直接関係しない純然たる内部紛争は、すべて司法審査の対象にならないという考え)に対しては、学説は、まったく支持していない。